

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年3月3日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年2月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
都賀地区地産地消・食育推進協議会
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類について、内容調査、照合、検算等を行なうとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
総括的に、補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 対象団体における事業の実施内容と効果について

市からの補助金は、米飯学校給食に実施回数を増やすことにより、ご飯を中心とした日本型の食生活を志向するなど、望ましい食生活の実現や地元産米等の利用拡大を目指すことを目的に、交付されたものである。

当会は、地元で生産された安全で安心かつ新鮮な農畜産物を地元で消費する「地産地消」及び生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育むことを目的として設立された団体である。

平成21年度においては、家庭用炊飯器を利用し、子どもたちに炊きたてのおいしいごはんを提供する体制に切り替え、米飯学校給食の実施回数を増やすことや農産物を育てる体験事業を通じて地域を理解し、ふるさとを愛する心を育てるいきいき食育プランの推進を図っている。

(2) 会計経理について

平成21年度における市からの補助金 10,475,620 円は、備品購入費に対する補助が主なものであるが、補助金は確実に受け入れられており、支出においても、その目的に沿って執行されている。

なお、事業執行に伴う支出に関する諸帳簿並びに書類は符合しており、概ね適正に処理されていたが一部指摘事項が見受けられた。

(3) 指摘要望について

補助金の取扱いについて、一部不適切な事務処理が見受けられた。また、配膳台の購入に係る備品購入費の執行においては、競争性が十分に確保されなかったことが原因と思われる価格のばらつきが認められた。

なお、当協議会は旧都賀町職員を中心に構成されているため、職員が勤務時間内に当協議会の事務を執行するケースがあったことや、当協議会が初期の目的を達成したと考えられることから、引き続き当協議会が存続するのであれば、構成や活動内容を十分に検討されたい。